

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
規 則		
○北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則……………	(漁業指導課)	1
告 示		
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業支援課)	2
○土地改良区の役員の住所変更の届出……………	(農業支援課)	3
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課)	3
○保護水面の指定の解除……………	(漁業指導課)	3
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	4
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	4
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	4
○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	4
道教育委員会教育長告示		
○特定調達契約に係る入札の公告……………		4
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		6
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正……………		6
規 則		
北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年10月4日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道規則第105号		
北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則		
北海道海面漁業調整規則(昭和39年北海道規則第132号)の一部を次のように改正する。		
第4条の表手繰第2種漁業の項中「えびけた網漁業、ししゃもけた網漁業」を「えびこぎ網漁業、ししゃもこぎ網漁業」に改め、同表手繰第3種漁業の項中「、いさだけた網漁業、しおむしけた網漁業」を削り、「ほやけた網漁業」を「ほやけた網漁業、えむしけた網漁業」に改め、同表打瀬漁業の項中「ほたてがい打瀬漁業、えび打瀬漁業」を「えび打瀬漁業、		
かれい打瀬漁業」に改める。		
第5条中「第22号」を「第25号」に、「その他の漁業」を「第26号に掲げるもの」に改める。		
第34条を次のように改める。		
第34条 削除		
第39条第1項の表ほっきがいの項中「亀田郡恵山町・同郡榎法華村両町村界」を「函館市御崎町と同市恵山岬町との境界」に改め、同表えぞばふんうに(がぜ)の項中「茅部郡砂原町」を「茅部郡森町」に、「亀田郡恵山町・同郡榎法華村両町村界」を「函館市御崎町と同市恵山岬町との境界」に改める。		
第43条第1項中「、第34条に規定する保護水面」を削る。		
第55条第1項第1号中「第34条」を「第35条」に改める。		
別表第3 渡島の部原木川の項中「亀田郡戸井町字原木町219番の1地先」を「函館市原木町219番1地先」に、「亀田郡戸井町字二見町113番の2地先」を「函館市新二見町113番2地先」に改め、同部尻岸内川の項中「亀田郡恵山町字女那川122番の2地先」を「函館市女那川町122番2地先」に、「亀田郡恵山町字中浜77番の11地先」を「函館市中浜町77番11地先」に改め、同部大舟川の項中「茅部郡南茅部町字大船18番の2地先」を「函館市大船町18番2地先」に、「茅部郡南茅部町字豊崎188番の1地先」を「函館市豊崎町188番1地先」に改める。		
別記第3号様式及び別記第9号様式中		縦 25センチメートル 横 20センチメートル
を削る。		
附 則		
1 この規則は、平成17年10月18日から施行する。ただし、第39条第1項の表、別表第3並びに別記第3号様式及び別記第9号様式の改正規定は、公布の日から施行する。		
2 この規則の施行の際現に北海道海面漁業調整規則第5条第23号から第25号までに掲げる漁業(以下「小型まき網漁業等」という。)につきこの規則による改正前の同条の規定による許可又は同規則第19条第1項の規定による認可を受けている者に係る当該許可又は認可及び次項又は附則第4項の規定による許可又は認可を受けている者に係る当該許可又は認可については、当該許可の有効期間又は当該認可に係る知事の指定した期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。		
3 この規則の施行前にされた小型まき網漁業等についての北海道海面漁業調整規則第6条第1項の規定による許可の申請又は同規則第19条第2項の規定による認可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は認可をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。		
4 この規則の施行の際現に小型まき網漁業等につき北海道海面漁業調整規則第19条第1項の規定による認可を受けている者が行う当該認可に基づく同規則第6条第1項の規定によ		

る許可の申請及びこれに対する処分については、なお従前の例による。					退 任 同 17. 9.18 理 事 眞 野 弘 美唄市字上美唄8240番地				
5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。					同 同 同 渡 邊 勲 同 字茶志内5378番地 1				
					同 同 同 伊 藤 仁 同 字茶志内5196番地 1				
					同 同 同 林 祥 司 同 字開発原野4511番地				
					同 同 同 高 田 幸 雄 同 字上美唄原野2684番地				
					同 同 同 後 藤 昭 悦 同 字上美唄原野2713番地 3				
					同 同 同 岩 田 良 明 岩見沢市稔町913番地				
					同 同 同 平 田 勝 實 同 志文町715番地 8				
					同 同 同 杉 中 一 男 同 峰延町403番地 3				
					同 同 同 星 政 美 同 上幌向町939番地				
					同 同 同 細 川 正 嗣 同 大願町79番地 2				
					同 同 同 長 井 眞 一 同 西川町451番地				
					同 同 同 竹 中 正 勝 同 上志文町952番地				
					同 同 同 納 口 修 治 三笠市萱野173番地14				
					同 同 同 姫 本 州 一 同 いちきしり753番地 6				
					同 同 同 中 道 博 武 砂川市西豊沼145番地				
					同 同 同 川 平 昭 幸 空知郡南幌町南17線西18番地				
					同 同 同 橋 爪 克 視 同 南15線西 6 番地				
					同 同 同 山 田 政 雄 同 南12線西11番地				
					同 同 同 高 越 康 治 同 栗沢町字必成213番地				
					同 同 同 三 嶋 清 治 同 字上幌2698番地				
					同 同 同 南 榮 治 同 字由良289番地 1				
					同 同 同 河 瀬 正 雄 同 字北斗731番地				
					同 同 同 黒 島 勝太郎 同 字砺波433番地				
					同 同 同 藪 中 哲 雄 同 字茂世丑2388番地				
					同 同 同 後 藤 政 弘 同 奈井江町字奈江原野2035番地 8				
					同 同 同 作 田 欣 一 同 北村字幌達布5070番地の 5				
					同 同 同 鎌 田 登記雄 同 字赤川2904番地の3				
					同 同 監 事 尾 田 則 幸 同 字豊正392番地				
					同 同 同 高 橋 征次郎 同 字中央4260番地				
					同 同 同 有 澤 邦 晴 同 栗沢町字岐阜122番地				
					同 同 同 笹 木 正 男 同 奈井江町字奈井江1105番地 2				
					同 同 同 小 島 光 穂 美唄市字上美唄4231番地 2				
					同 同 同 梶 俊 忠 岩見沢市上幌向町482番地				
					同 同 同 有 澤 邦 晴 空知郡栗沢町字岐阜122番地				
					富良野土地改良区				

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所	北海道告示第733号
就任	平成17. 9. 8	理事	長尾 榮治	富良野市字北大沼の1	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。
同	同	同	山崎 康司	空知郡上富良野町西4線北31号	平成17年10月 4日
同	同	同	瀬川 英幸	同 西2線北22号	
同	同	同	向山 富夫	同 東3線北21号	北海道知事 高 橋 はるみ
同	同	同	梅本 哲昭	同 中富良野町字中富良野東6線北14号	理事・監事の別
同	同	同	田井 晴夫	同 字中富良野東3線北19号	変 更 前 変 更 後
同	同	同	原田 一男	同 字中富良野東4線北8号	理 事 岡 崎 公 男
同	同	同	信岡 正之	同 字中富良野東3線北8号	上川郡朝日町字南朝日7288番地
同	同	同	菊地 信章	富良野市字西鳥沼の3	士別市朝日町南朝日7288番地
同	同	同	井上 勝祐	同 字西扇山の1	
同	同	同	鈴木 弘美	同 字西達布2182番地	北海道告示第734号
同	同	同	石上 孝雄	同 字東山1080番地の2	土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
同	同	同	丸山 利夫	同 字東布礼別	平成17年10月 4日
同	同	監事	大角 勝美	空知郡上富良野町東5線北21号	北海道知事 高 橋 はるみ
同	同	同	田中 俊之	同 中富良野町字中富良野鹿討農場	認可年月日
同	同	同	米澤 孝一	富良野市字南扇山の3	平成17. 9.22
退任	平成17. 9. 7	理事	萱原 正	同 字西布礼別	土地改良区名
同	同	同	木澤 清人	空知郡上富良野町基線北21号	平成17. 9.22
同	同	同	船引 武通	同 西2線北30号	てしおがわ土地改良区
同	同	同	向山 富夫	同 東3線北21号	同
同	同	同	梅本 哲昭	同 中富良野町字中富良野東6線北14号	小平町土地改良区
同	同	同	信岡 正之	同 字中富良野東3線北8号	
同	同	同	大谷 國男	同 字中富良野東3線北18号	北海道告示第735号
同	同	同	原田 一男	同 字中富良野東4線北8号	水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第15条の2第1項の規定により、次のように保護水面の指定を解除し、平成17年10月18日から施行する。
同	同	同	長尾 榮治	富良野市字北大沼の1	平成17年10月 4日
同	同	同	米澤 孝一	同 字南扇山の3	北海道知事 高 橋 はるみ
同	同	同	井上 勝祐	同 字西扇山の1	1 解除に係る保護水面の区域
同	同	同	宮川 隆全	同 字東山358番地	(1) 次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ、点アを順次結んだ線によって囲まれた水面
同	同	同	鈴木 弘美	同 字西達布2182番地	基点 根室市春国岱28番地地先建設省国土地理院1等水準点標石番号第7618号
同	同	同	菊地 信章	同 字西鳥沼の3	点ア 基点から238度2,150メートルの点
同	同	監事	大角 勝美	空知郡上富良野町東5線北21号	点イ 基点から218度2,680メートルの点
同	同	同	石神 弘嘉	同 中富良野町字中富良野東7線北10号	点ウ 基点から209度30分2,320メートルの点
同	同	同	坂口 幸一	富良野市字南麓郷の3	点エ 基点から232度10分1,690メートルの点
					(2) 次に掲げる基点1、基点2、点イ、点ア及び基点1を順次結んだ線によって囲まれた水面
					基点1 野付郡別海町大字平糸村無番地床丹川左岸に知事が建設した標柱の位置
					基点2 基点1から349度30分1,000メートルの点
					点ア 基点1から79度30分600メートルの点

点イ 基点2から79度30分600メートルの点

2 解除の理由

情勢の推移により解除の必要が生じたため

北海道告示第736号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年10月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 静内郡静内町字真歌29・31の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年10月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉93の2・94の1・94の8・97の1・97の7（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、101の68
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示する。

平成17年10月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 所在が不明な者
- 久遠郡せたな町大成区富磯94の1所在の森林について所有権を有する 藤 谷 彦太郎
- 久遠郡せたな町大成区富磯231所在の森林について所有権を有する 小笠原 勉
- (2) 通知の要旨 平成17年北海道告示第686号
- (3) 掲 示 場 所 セタな町役場
- 2(1) 所在が不明な者
- 苫前郡苫前町字苫前4の2所在の森林について所有権を有する 岡 田 ともえ、岡 田 祐 治
- (2) 通知の要旨 平成17年北海道告示第686号
- (3) 掲 示 場 所 苫前町役場

北海道告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年10月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 夕張新得線	空知郡南富良野町字落合国有林上川南部森林管理署事業区141林班か小班地先から空知郡南富良野町字落合国有林上川南部森林管理署事業区143林班口小班地先まで	平成17.10. 4

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第25号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年10月4日 北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 道立学校校内LAN構築に係るシステムインテグレーション業務 50校 (2) 調達をする特定役務の仕様等 ア システムインテグレーション業務 購入済みのサーバ、クライアント等及び敷設済みの校内LAN配線により校内LANを構築するためのネットワークの設計及びその設計に基づく関連機器の設定を行う業務。 なお、詳細は入札説明書による。 イ 導入時職員操作説明等業務 校内LAN設置校において構築したネットワーク及び関連する事項について、当該学校の職員を対象とした操作説明を行う業務。 なお、詳細は入札説明書による。 (3) 契約期間 契約日から平成18年3月31日まで (4) 履行場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 経済産業大臣からシステムインテグレーター（SI）企業の登録を受けていること。 (4) ネットワークスペシャリストを複数有すること。 (5) 過去3年間（平成14度から平成16年度まで）に官公庁又は民間事業者と本業務と類似する業務の契約及び履行実績を有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成17年10月17日から27日まで （土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時） イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目	北海道教育庁生涯学習部高校教育課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館 北海道教育庁 8階 会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課） (2) 入札日時 平成17年11月18日（金）午前10時（送付による場合は、平成17年11月17日（木）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量50gに、見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、高校教育課に申し込むこと。 また、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を高校教育課（メールアドレス：kyoiku.kokyo2@pref.hokkaido.jp）に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁生涯学習部高校教育課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011-204-5762 10 Summary
--	--

- A. Nature and quantity of the services to be procured :
Systems integration of Local Area Network at Prefectural Schools 50 Prefectural Schools
- B. Bid tendering date and time :
10:00 A. M., November 18, 2005
(If mailed, bids must arrive no later than November 17, 2005)
- C. Contact :
High School Education Division, Lifelong Learning Department, Hokkaido Board of Education, Nishi 7, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, Japan, 060-8544,
Phone : 011-204-5762

道 警 察 本 部 告 示**北海道警察本部告示第148号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年10月4日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
警察官（男性）用冬服上衣 1,457着
警察官（男性）用冬服ズボン 3,228着
警察官（男性）用冬帽子 1,335個
警察官（男性）用冬活動帽 1,077個
- 2 落札を決定した日
平成17年8月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社三越
(2) 住 所 東京都中央区日本橋室町1丁目4番1号
- 4 落札金額
63,617,085円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年7月8日付け北海道警察本部告示第104号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第149号

平成17年北海道警察本部告示第142号（特定調達契約に係る入札の告示）の一部を次のように改正する。

平成17年10月4日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

6の(2)中「4の(1)に申し込むこと」を「契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと」に改める。